



鳥取県公報

平成 20 年 12 月 16 日(火)
第 8 0 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定 (810) (指導管理課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (811) (福祉保健課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (3 件) (812~814) (経営支援チーム) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (815) (森林保全課) 6
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (816) (治山砂防課) 6
	土地改良事業の工事の完了 (817) (東部総合事務所農林局) 7
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (22) (教育総務課) 7
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林保有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) 8

告 示

鳥取県告示第810号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成20年12月15日	646	鳥取市本町三丁目201	株式会社鳥取銀行産業会館支店	鳥取市本町三丁目201

鳥取県告示第811号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
近豊浩	倉吉市西福守町592-1	ちか歯科クリニック	倉吉市西福守町592-1	居宅療養管理指導	平成20年10月1日
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市福守町452	社会福祉法人みのり福祉会関金ラジュームデイサービスセンター	倉吉市関金町関金宿259-1	通所介護	平成20年12月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
近豊浩	倉吉市西福守町592-1	ちか歯科クリニック	倉吉市西福守町592-1	介護予防居宅療養管理指導	平成20年10月1日
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市福守町452	社会福祉法人みのり福祉会関金ラジュームデイサービスセンター	倉吉市関金町関金宿259-1	介護予防通所介護	平成20年12月1日

鳥取県告示第812号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同

法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成20年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米子駅前ショッピングセンター

米子市末広町311

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1-30 代表取締役 川本 敏雄

株式会社落合 米子市角盤町一丁目27-8 代表取締役 落合 伸介

有限会社平田生花店 島根県松江市南田町31 代表取締役 平田 明久

株式会社山陰フジカラー 島根県松江市東津田町1886-4 代表取締役 大野 榮

株式会社ナカニシ 鳥取市富安二丁目70 代表取締役 中西 弘

株式会社アフリカタロウ 岡山県岡山市高柳西町25-5 代表取締役 江見 いづみ

株式会社三城 東京都中央区日本橋室町二丁目4-2 代表取締役 多根 裕詞

有限会社米仙堂 米子市上福原1465-2 代表取締役 寺崎 一男

有限会社トム 米子市東町141 代表取締役 斧谷 達道

株式会社ヤマノリテーリングス 東京都渋谷区代々木一丁目30-7 代表取締役 山野 義友

株式会社ジーンズカジュアルダン 広島県庄原市西本町二丁目19-1 代表取締役 伊達 環

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田1

代表取締役 菊地 敬一

有限会社エムズカンパニー 島根県出雲市今市町468-7 代表取締役 増岡 智裕

株式会社広島音工 広島県広島市西区横川新町13-24 代表取締役 岡田 廣恵

スナップス販売株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6 代表取締役 西原 浩二

藤久株式会社 愛知県名古屋市長久高社一丁目210 代表取締役 後藤 薫徳

株式会社みどり商事 米子市両三柳1546-1 代表取締役 金川 裕一

変更後 株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1-30 代表取締役 松井 博史

株式会社落合 米子市角盤町一丁目27-8 代表取締役 落合 伸介

株式会社山陰フジカラー 島根県松江市東津田町1886-4 代表取締役 秦 恵治

株式会社ナカニシ 鳥取市富安二丁目70 代表取締役 中西 弘

株式会社アフリカタロウ 岡山県岡山市高柳西町25-5 代表取締役 江見 いづみ

株式会社三城 東京都中央区銀座二丁目7-17 代表取締役 多根 裕詞

有限会社米仙堂 米子市上福原1465-2 代表取締役 寺崎 一男

有限会社トム 米子市東町141 代表取締役 斧谷 達道

株式会社ヤマノリテーリングス 東京都渋谷区代々木一丁目30-7 代表取締役 山野 義友

株式会社ジーンズカジュアルダン 広島県庄原市西本町二丁目19-1 代表取締役 伊達 環

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田1

代表取締役 菊地 敬一

株式会社音光 広島県広島市西区横川新町13-24 代表取締役 秋月 崇

スナップス販売株式会社 高知県高知市本町四丁目1-16 代表取締役 成岡 富士夫

藤久株式会社 愛知県名古屋市長久高社一丁目210 代表取締役 後藤 薫徳

株式会社みどり商事 米子市両三柳1546-1 代表取締役 金川 裕一

株式会社シュクレ 島根県出雲市今市町259-1 代表取締役 岩田 理美

有限会社ソリッド 広島県広島市安佐南区高取南三丁目19-10 代表取締役 平野 一貴

- 3 変更年月日
平成20年5月30日
- 4 変更する理由
新規入店及び退店のため
- 5 届出年月日
平成20年11月27日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 7 縦覧に供する期間
平成20年12月16日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室
米子市糺町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第813号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成20年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト米子店
米子市新開二丁目1321-1、1322-1、1322-2、1323、1325-1、1326-4、1327-2から1327-4まで、1328、1329及び1330-1
- 2 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時（年間10日以内は、午後12時）
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前8時30分から午後9時30分まで
変更後 午前8時30分から午後9時30分（年間10日以内は、翌日午前0時30分）まで
- 3 変更年月日

平成20年11月22日

4 変更する理由

消費者のニーズに応えるため

5 届出年月日

平成20年11月20日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成20年12月16日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第814号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成20年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト倉吉本店

倉吉市河北町162、163、165から168まで及び170から172まで

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時（年間10日以内は、午後12時）

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前8時30分から午後9時30分まで

変更後 午前8時30分から午後9時30分（年間10日以内は、翌日午前0時30分）まで

3 変更年月日

平成20年11月22日

4 変更する理由

消費者のニーズに応えるため

- 5 届出年月日
平成20年11月20日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成20年12月16日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室
倉吉市東巖城町2
鳥取県中部総合事務所県民局
倉吉市葵町722
倉吉市産業部商工観光課
- 9 意見書の提出
倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者、倉吉市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第815号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市瀬戸町金屋字木戸ヶ谷230、231、字女郎ヶ谷232、233、字女郎ヶ谷上エ234、字藪ノ上246の1、244、字タノモヶ谷248の1、字堤山249の1、250
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第816号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地

崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

古長地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡琴浦町大字古長字上屋敷287	1号
東伯郡琴浦町大字古長字坂ノ谷514	2号
東伯郡琴浦町大字古長字坂ノ谷524	3号
東伯郡琴浦町大字古長字オガモ谷528	4号
東伯郡琴浦町大字古長字オガミ谷534	5号
東伯郡琴浦町大字古長字オガミ谷544	6号
東伯郡琴浦町大字古長字中河原615-1	7号
東伯郡琴浦町大字古長字下前田184-5地先道路敷	8号
東伯郡琴浦町大字古長字家ノ上186-1	9号
東伯郡琴浦町大字古長字仲田191-5	10号
東伯郡琴浦町大字古長字仲田193-4	11号
東伯郡琴浦町大字古長字上屋敷311地先水路敷	12号
東伯郡琴浦町大字古長字上屋敷303	13号

鳥取県告示第817号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年12月16日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	ため池等整備事業 新城寺池地区 農地防災	平成20年11月25日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第22号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成20年12月16日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成20年12月18日（木）午後1時45分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成21年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項について
 - (2) その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年11月4日付鳥取県告示第723号）の内容
（告示の内容）
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小椋 忠治	東伯郡三朝町大字木地山字人形山1009の6
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字人形山1009の12
小椋 常蔵	東伯郡三朝町大字木地山字深知川向477の9
 - (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年11月11日付鳥取県告示第733号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

三朝町大字吉田	東伯郡三朝町大字吉田字水引谷698の1
三朝町大字余戸	〃
安藤 幸人	東伯郡三朝町大字東小鹿字鳥屋谷211
平 貞吉	東伯郡三朝町大字東小鹿字鳥屋谷212
北岡 浩実	東伯郡三朝町大字東小鹿字鳥屋谷214
山本六太郎	東伯郡三朝町大字東小鹿字鳥屋谷226
村岡 くま	東伯郡三朝町大字東小鹿字河原平470の1
〃	東伯郡三朝町大字東小鹿字河原平470の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課